

1 実施内容

～新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請～

(1) 対象施設

食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店

ただし、「ふくい安心・安全認証店」（申請中を含む。）は除く。

※対象外施設：宅配・テイクアウト、イートイン、ネットカフェ等

(2) 対象区域

県内全域

(3) 要請内容

5時から20時までの時間短縮営業（酒類の提供は19時まで）

(4) 要請期間

令和3年8月11日（水）～令和3年8月24日（火） 14日間



2 協力金

全期間要請に応じた場合に支給

中小企業 35万円～105万円（1日あたり2.5万円～7.5万円）

大企業等 最大280万円（1日あたり最大20万円）

※協力金制度の詳細は別途お知らせ

※ふくい安心・安全認証店が時間短縮営業を自主的に実施した場合も協力金を支給

3 見回り

期間中、時短要請への協力と感染予防の徹底を呼び掛ける見回り活動を実施

問い合わせ先：福井県時短要請コールセンター（8月7日開設）

9時～17時（土日祝を含む） 0776-20-0766